

判例研究

所有権留保特約付売買契約において
実行通知後目的物引揚前に残代
金等を提供した買主への所有権移
転が否定された事例

（動産引渡請求事件・東京地裁平成24年9月25日
民事第42部判決・TKC LEX/DB 25497092）

田村 耕 一

【事実】

Xは、各種物件・諸権利の取得、賃貸借およびリース業務などを行う大手総合リース会社であり、平成19年3月6日、所有者であった株式会社AからB社製複合旋盤（以下、「本件機械1」という。）を2205万円で購入した。また、同21年1月19日、AからA所有のC社製立形マシニングセンタ（以下、「本件機械2」という。）を4752万3000円で購入した。

Xは、平成19年3月6日、Y製作所との間で、本件機械1について、売主をX、買主をY、代金総額を2488万5000円として、次のアないしエの内容の延払条件付売買契約（以下

「本件売買契約」という。）を締結した。

ア 割賦金 1回当たり41万4750円（消費税込み）
イ 回数 60回

ウ 支払方法 [1]第1回分 目的物受渡完了日

[2]第2～60回分 目的物受渡完了日の属する月の翌月より各月末日

エ 所有権留保特約 目的物の所有権は、Yが代金を完済するまではXに留保され、完済によりYに移転する。¹¹⁾

なお、判決文によると、本件売買契約には、次のオないしクの条項もあった。

オ 買主は、割賦金の支払を怠ると期限の利益を喪失する。

カ 売主は、契約の解除がなくても留保所有権に基づき目的物を引き揚げるができる。

キ 契約が解除されたときには、買主は目的物の返還義務を負う。

ク 売主は、目的物の引渡しを受けた場合に目的物を任意処分することができ、その売得金をもって残存債務又は損害賠償金等に充当する。

Xは、平成19年3月6日、Yに対し、本件売買契約に基づき本件機械1を受け渡した（A X間の売買、X Y間の本件売買契約、本件機械1の引渡、第1回分の代金支払いが同日に実施）。

Yは、第1～58回分の本件売買契約に基づく割賦金を支払ったものの、平成24年1月31日の59回目の割賦金の支払を怠った。

そこで、Xは、同年3月30日ころ（完済予定の60回目の1ヶ月後）、Yに対し、本件機械1を目的物とする本件売買契約を解除するとの意思表示をした。

その後、Yは、本件売買契約の残債務の一括返済を申し入れたがXに拒絶されたため、平成24年6月7日、未払の割賦金と遅延損害金の合計87万1854円を供託した。なお、本判決では、一括返済の申入れの日には明らかにされていない。

Xは、Yが本件機械1及び本件機械2を占有している旨主張して、所有権に基づき、Yに対し、本件各機械の引渡しを求めて提訴した。これに対して、Yは、本件機械1に関して、本件売買契約における所有権留保特約は譲渡担保に類似するものであり、譲渡担保権者には清算義務が認められるから、Yは、Xによる本件売買契約の解除の意思表示という担保権実行通知の後、清算金の提供又は清算金がないとの通知を受けるまで、残債務を完済することにより目的物を受け戻すことができるのであり、残債務の供託により、本件機械1の所有権を回復したものである、として所有権喪失の抗弁を主張した。

なお、本件機械2がYの占有下にある経緯は明らかにされていないが、X・Y間の所有権留保特約売買によると思われる。また、本件機械1と2につき、売買契約の関連並びに目的物の機能及び実際の使用における関連はないと思われる⁽²⁾。さらに、Yが残代金等を供託したのが平成24年6月7日であり、最終口頭弁論が同年8月21日であったから、Xが直ちに本件核機械の

引渡しを求めて提訴したことになる。

【判旨】 Xの請求認容（判決文のへ）と傍点は、筆者によるものである。

しかし、本件全証拠によっても、本件売買契約において、Yの主張するような受戻権を定めた規定が存在すると認めることはできない。かえって、証拠（甲3）によれば、本件売買契約においては、Yが割賦金の支払を怠るなど期限の利益を喪失へ条項オシしたときは、Xは契約の解除がなくても留保所有権に基づき目的物を引き揚げることができ（条項カ）、また、契約が解除されたときにはYは目的物の返還義務を負うこととされ（条項キ）、Xは、目的物の引渡しを受けた場合に目的物を任意処分することができる、その売得金をもって残存債務又は損害賠償金等に充当する（条項ク）旨を定めた規定が存在する。これらの規定によれば、Xは、Yの割賦金の不払の際、本件売買契約における所有権留保特約により、所有権に基づき、清算義務と無関係にまず目的物の引渡しを請求できるものと解するのが相当である。そして、いわゆる譲渡担保においては、債権の担保とするために債務者の所有する目的物を譲渡担保の形式で債権者に移転することを前提に、債権者から清算金の提供又は清算金がないとの通知を受けるまで、債務者は残債務を完済することにより目的物を受け戻すことができると解されるのに対し、本件売買契約における所有権留保特約は、目的物の所有権

は、Yが代金を完済するまでXに留保され、完済によりYに移転するというものであって、元々売主が有していた所有権を代金完済まで買主に移転させずに売主に留保するという性質のものであるから、いわゆる譲渡担保とは性質が異なるものといふべきである。Yの上記主張は採用することができず、抗弁は理由がない。

【研究】

1 問題の所在と本判決の意義

本判決は、留保売主が代金債権回収のためにした、買主の占有下にある目的物の引渡請求に対し、買主が残代金及び遅延利息（以下、「残代金等」という。）を提供した事案である。筆者が本判決に注目したのは、次の二点を理由とする。

第一に、本判決では、いわゆる買主の期待権、特に存続期間の点に関し、本件売買契約の各条項の意味及び譲渡担保の受戻権との比較から、清算前に留保売主による所有権に基づく目的物の引揚げが可能と判断し、実行通知後の買主からの残代金等の提供による所有権移転を認めなかった。学説では、譲渡担保同様に買主に受戻権的な利益を認める見解が多かったものの、期待権の存続期間は、これまで理論的に検討されていなかった問題である。

第二に、代金回収のために売主が自身で目的物の換価処分及び清算の手続きを採ることは単に手間を負担するだけであるか

ら、買主が残代金等を提供する以上、本件は、通常は争いとならない事案である。では、なぜ売主は買主からの残代金等の提供に応じなかったのか。この点は判決文からは明らかではないものの、おそらく次のように推察される。

本判決で直接問題になっていない本件機械2は、問題となった本件機械1よりも高額であり、時間的には後でYに売られているため、かなりの部分の代金支払が遅滞していたはずである。仮に、売主が本件売買契約の残代金等の支払を買主から受けると本件売買契約の目的は達成され、本件機械2の残代金はそのまま残る。しかし、本件売買契約を解除あるいは所有権留保を實行して清算関係に持ち込めば、本件売買契約では60回中58回の代金支払が終わっているため残金等の額（87万余）より本件機械1の時価はかなり高いはずであるから、売主から買主に対し清算金の支払いが生じる。売主としては、この清算金の支払いと本件機械2の残代金を相殺することで、実質的には、本件機械1をもって本件機械2の残代金の回収に充てることができる。さらに、売主は清算金につき買主の他の債権者より優先的な地位を得ることができる。仮に、これが本件の実態であるならば、買主の受戻権的な利益を否定したとしても、なお、売主のこのような行動に対する評価を加味する必要がある（以下、「問題行動」という。）。もともと、本判決では、留保売主の権利行使に対し濫用等は主張されておらず、問題行動に一切言及がないため、本稿では仮想の問題として先行的に言及する。

以上から、本稿では、まず第一の点につき、判決の採った思考方法を法解釈的な点から確認・検討し、次に第二の点につき、実態認識や評価という点から検討する。したがって、通常の判例評釈と趣を異にすることを「ご了解頂きたい。なお、本件では、他の共同占有者も被告とされているものの、実質的な判断内容は Y による本件機械 1 に関する所有権喪失の抗弁への判断であるため、本稿では触れない。

2 所有権留保における買主の期待権

売主が目的物引渡を先履行する場合、同時履行の抗弁権及び留置権の放棄と引換えに、停止条件付所有権移転としての所有権留保が合意されることが多い。具体的意図は、売主が、動産売買先取特権に関する民法三三三条の第三取得者及び解除に関する民法五四五条ただし書の第三者の出現を回避し、とりわけ買主破産時に目的物の独占を図ることである。もつとも、この目論見は、動産においては民法一九二条の即時取得に屈することになる。⁵⁾

買主に注目すると、売買契約成立後、代金完済前の買主の権利状態は、条件付権利であり、いわゆる期待権として論じられている。停止条件付所有権ともいわれるものの、所有権の移転という効果が停止条件に係っているため、条件成就により自動的に、つまり意思表示を不要として当然に所有権が移転するという自動取得状態であり、厳密には状態権である。⁶⁾

これらの売主・買主の権利状態は、売買契約の付款によって生じるため、売買契約の履行可能性に依存することになる。したがって、単に弁済期が過ぎただけでは、買主は目的物の占有を継続でき、残代金を完済することによって所有権を移転させることができる。しかしながら、売買契約が買主の債務不履行を理由として解除されれば契約の履行可能性が消失し、買主の期待権自体が消滅するため、その後に残代金等を提供しても、所有権移転は起こらないことになる。

ところで、譲渡担保における設定者の受戻権とは、合意内容——担保として所有権を移転し弁済によって回復する——に基づき、約定の弁済期後も清算金に関する通知があるまでは、弁済によって目的物の所有権を回復できる最終弁済期のことである。したがって、譲渡担保契約の存続が前提かつ根拠となる。そうすると、譲渡担保との比較においても、売買契約が解除されていないときには、買主に期待権に基づく受戻権と同様の利益を認め得よう。なお、所有権留保の実行につき、買主の占有権原を喪失させるために解除が必要とする見解と、担保実行の問題であるから解除は不要とする見解があり、近時は、後者が有力となっている。⁷⁾ また、物と対価の均衡を理由に清算義務は不要という見解も見られたが、両者が均衡しているのは契約成立時のみであり、その後は時価と残代金が均衡しているわけではないから、清算は必要である。

この買主の権利の存続期間について言及する判決は、買主か

らの残代金提供があれば争いとならないため、ほとんどなかった。目的物の引揚げと清算金の同時履行関係について、破産手続における危機否認の判断に関する名古屋地裁昭和59年7月24日・金判707号43頁は、目的物を引き揚げた留保売主に対して買主の破産管財人が目的物の返還を求めた点で言及している。それによると、所有権留保特約の経済的機能が債権担保にあることを理由に売主は「当該物件を引き上げるには、又は引き上げた際には買主に対して清算義務を負うものと解するのが相当である。」とした上で、「当該物件取戻と清算金支払が同時履行の関係に立つとも解さない。蓋し、売主が清算金支払義務を負うか、逆に不足分について破産者に対して破産債権を有することになるかということは当該物件の適正な評価の後でなければ明らかにならないことであるだけでなく、物件に対して単に物的担保権を有するのみの別除権者でも破産手続外において法律に定めた方法によらずに目的物を処分できるのであるから、所有権留保特約下においても所有権者の場合の権利はこれを上回って然るべく、清算金の提供をしなければ目的物の取戻ができないとすることは妥当でないと思われるからである。」と述べ、破産手続においてであるが、物件評価の点を強調していた。この点は、本件売買契約の条項クとの類似性を見いだせよう。

3 本判決の検討

まず、本件事実では、売主から、平成24年3月30日ごろに本件売買契約を解除する意思表示がなされている。もつとも、代金債務の履行遅滞に基づく解除に必要な民法五四一条の定める相当の期間が設置されたか否かは定かではない。解除の意思表示がなされた日は、遅滞した59回目の支払日の2ヶ月後、かつ、代金完済予定の60回目の支払であるの同年2月末の1ヶ月後に当たる。また、後述するように条項力を無催告解除特約と解する余地があるため、仮に買主Yが解除手続を争ったとしても、解除が認められる可能性がある。したがって、目的物の保持を望む買主としては、解除手続を争わず、売主に対し所有権喪失の抗弁を主張するために、所有権留保に基づく買主の権利を主張したと考えられる。

次に、買主に譲渡担保同様に受戻権があるとの反論は「解除・意思表示・という担保権実行通知」の主張を含んでいるのに対して、売主は、例えば「本件売買の解除は担保実行ではなく通常の債務不履行解除であるから、買主に受戻権があるとしても考慮する必要はない」等の再反論を行っていない。そして、本判決も「所有権留保特約により、所有権に基づき、目的物の引渡しを請求できる」と判示していることから、両当事者及び裁判所も、本件売買契約の解除は担保実行が解除の名で意思表示されたことを前提にすると考えられる。この意思表示は、当事者を契約の拘束力に服させることに意味が無く、売主を義務から解放し、原状回復を目的とし、客観的には本来の契約内容

とは逆の方向における有償双務性の貫徹を目指す意思表示ではない。被担保債権としての売買代金債権を回収するために、買主の所有物となるはずの目的物をもって弁済に充てる、という意思表示であるから、契約を貫徹する目的である。

そして、本判決の判断方法は、所有権留保はこのようなものである、という一定像からの演繹的な判断をしていない。手法としては、同時に合意されている他の条項と併せて検討することで、「本件売買契約」における当事者の権利状態の探求という姿勢を採っている。⁽⁸⁾

まず、条項力は、「引き上げることができる」と定めるものの、留保売主が所有権に基づき実力で目的物を引き上げることが買主に甘受せよと定めているとは考えられない。したがって、引渡請求という意思表示が必要であるから、条項力の実質は、買主への実行の意思表示のみによって、という趣旨である。解除にこだわる場合は、無催告解除特約の内容を買主への心理的圧力を狙って威嚇的に表現したとも理解できる。また、条項キは、解除の名で実行の意思表示が通知された場合も、それは担保実行であり解除手続を争わないという意味を持つところである。所有権留保が合意されていないときと同様に、買主は目的物を事実上は先行処分して弁済の原資に充てることは可能であり、残代金が回収できる以上、売主はこの先行処分に事実上は異議を唱えない。また、先行処分後の代金完済によって買主の先行処分は追完される。つまり、留保売主の優先弁済権が重要であ

り、常に換価権を固持させる必要はない。⁽⁹⁾ もっとも、買主の先行処分先からの支払可能性や金銭を買主自身が使い込むあるいは他の債権者からの介入等の危険を考えると、この換価処分手続を売主自身が代行あるいは独占することは、一定の合理性がある。⁽¹⁰⁾ そうすると、条項キは、買主が自発的に返還することを定め、条項クは、「残存債務」が実行に、「損害賠償」が解除に対応することから、何れの場合も目的物の換価権原がもつぱら売主にあること、及び清算金の計算よりも目的物の引揚げが先立つことを根拠づける。

したがって、本件売買契約の各条項を整合的に解釈すると、本件売買契約では、売主が担保の実行の意思を表明した場合、買主から売主への目的物の引渡が先履行であり、目的物の換価及び弁済充当権限は留保売主にあり、その後、最初に初めて清算されるという権利関係が設計されている(敷金の精算金請求権が明渡後に生じる関係と似ている)。この判断は、先述の名古屋地裁昭和59年判決と同質といえよう。

本判決では、この後に「そして、」として「いわゆる譲渡担保」と「本件売買契約における所有権留保」を比較し、所有権の移転構造の違いから、最後に「いわゆる譲渡担保とは性質が異なる」と根本的な論を展開する。本判決では、譲渡担保につき「債務者の所有する目的物を…債権者に移転」、所有権留保につき「元々売主の有していた所有権を…留保」と表現するため、元所有者の取戻しの利益を重視したと考えられる。

以上の理解に基づくと、次の点を指摘できよう。

第一に、「そして、」以下での所有権留保の説明は、一般的な停止条件付所有権移転の理解に基づくものである。また、「そして、」以前の各条項の検討部分については、条項カキクが合意されていなくても、講学上検討されている単体での所有権留保の効力には条項カキクの効力が含まれている。そうすると、実質的には所有権留保の一般論が想定されており、その正当化を各条項から図ったという手法が見て取れる。もともと、担保としての条文がない以上は適切な手法であろう。

第二に、本判決では、買主が「清算金に関する通知を受けるまでに、残債務を完済すること」と主張したために、「清算金の通知より物の引揚げが先である」と回答されたに過ぎない。実行通知により直ちに目的物の引揚げ「のみ」の対処となるのであれば、買主が実行通知を受けた日に一括弁済を申し出て遅滞なく口頭の提供をしたとしても、買主は全く保護されなくなる。本件では実際に残代金等を供託した日は実行通知から2ヶ月余り後であるが、おそらくそれ以前に交渉や口頭の提供はあったと思われる。また、解除という名の意思表示を当事者も裁判所も所有権留保の実行の問題として検討しているならば、契約は解除されていないため、買主の期待権は未だ存続している。その状態で残代金等を提供した買主には条件成就により所有権移転が起きているのではないか。買主は、譲渡担保の類推という手法ではなく、本来は、期待権そのものに依拠した主張をす

べきではなかったか。

第三に、引揚げが清算に先行する判断の中心的な根拠と思われる条項クが「目的物の引渡を受けた場合に」と穏やかに表現しているのは、買主からの自発的な目的物の返還が予定されているからである。執行という点から考えると、代金債権担保としての所有権留保は、先履行者の保護を定める動産売買先取特権を前提とした自衛策として認められるのであるから、実行の実質は私的な強制執行である。ならば、実行通知後の買主からの残代金等の提供は、執行手続を進める利益・必要性を失わせ、あるいは、実質的には実行による売得金とその清算と同じである。そうすると、留保売主の最終目的が物の保持でなく経済的な利益実現である以上、条項クは、実行通知後に留保売主が残代金等の提供を受けた場合は、その受領で対応することを許容すると解する余地がある。買主が目的物ではなく残代金等を提供したときにまで、それを拒み、換価権を強行するのは、優先弁済権という利益を超えている。

第四に、「そして、」以下で、元所有者の取戻しの利益を重視するが、譲渡担保であれば、本判決が強調するように、本来は設定者の所有物であり、その所有権を担保目的に一時的に供したに過ぎないから、元所有者が目的物を取り戻す利益は重視される。しかし、留保売主による取戻しの実質は先述の買主による処分面で生じる危険の回避であるから、消極的な意味である。一方、買主は、所有を熱望し、遅れたとはいえ残代金等の

提供をしたのである。将来に向けて所有権の帰着を見据えた場合、譲渡担保設定者と留保売主の立場は異なると思われる。

以上の指摘に対して、買主の利益が時的に長く保護されるといふ反論が予想されるが、売主が目的物を実際に引き揚げるときまでに買主が残代金等を提供した場合の問題であるから、時的な決定権は売主が有している。

4 問題行動について

次に、冒頭で述べたように、残代金等の一括支払を提供されているのに、売主が敢えて所有権留保を実行あるいは契約を解除して、売主から買主に清算金を発生させることで、これを別の債権の回収に充てる、という売主の行為態様の問題に移る。

大阪高裁昭 63・10・28 判決・判タ 687 号 254 頁では、売主から事業のため複数台のトラックを所有権留保特約付で購入した買主が破産した場合において、あるトラックについては既払金が評価額を上回り清算金が生じたが、他のトラックでは逆に不足分が生じたときに売主が相殺したため、買主から、①集合的な担保とする所有権留保の合意はしていない、②一括清算の合意はない、という主張がなされた。この主張は容れられたが、結局は、債権が対立する以上は相殺が可能として、主たる問題であった当時の破産法一〇四条二項但書所定の「前二生ジタル原因」につき判断された。

この場合も、実質は所有権留保の合意外の目的物から代金債

権を回収したことになるが、買主から残代金等の提供があったわけでもなく、破産時であり総ての関係の清算の要素が強いため、相殺を前提として処理することに特に異論はない。問題は、破産外で、残代金等の提供があるにもかかわらず、他の売買契約から生じた残代金権回収のために、強引に相殺の關係に持ち込むことの是非である。

本稿では本格的に論じる準備ができていないため、仮に、売主の行為が許されないとした場合に考えられる、①留保所有権又は解除権の行使の信義則違反又は権利濫用、②相殺権の濫用につき、担保という視点から、その要素を検討する。

まず、売主は、所有権留保の特約を求めているため予めの自衛策を採っている。もともと、所有権留保に関しては、「売買代金債権以外の**債権も弁済されるまで売買目的物の所有権が移転しない」という被担保債権を拡大する合意があり、「拡大された所有権留保」とよばれている。例えば、自動車を買売した場合、代金以外に、修理代・検査代等の付随する債権も担保する場合である。関連性の強い債権の場合は許容されようが、全く無関係な債権では、代金支払と所有権移転という売買の本質を損なうため、否定的に解される。¹⁰⁾つまり、拡大した所有権留保の合意があつたとしても、代金を完済した当該目的物の所有権を持って、その他の債権を担保することはできない。この場合、他の債権者との公平性の点からも、売買を離れ、いったん完全な所有権移転を経た上で、集合動産譲渡担保を設定する

しかない。

そうすると、集合動産譲渡担保に仕切り直さなかつた売主あるいは拡大した所有権留保すら合意していない売主は、事後的に一括清算の合意を求められない。しかし、このような交渉をすることなく、売主が問題行動をとるのは誠実ではない。また、売主の問題行動は、偶然に別の売却物があつたことに目をつけた、突発的な、おそらくは売主自身も想定していなかつた手法であろう。さらに、買主にとつても、契約時に計算可能性が全くないため、所有権取得のために積み上げてきた代金支払いを無にする、不意打ち的な行動となる。

権利の濫用の点からは、他の債権の弁済に充てるために契約解除や単純な所有権留保の実行を強行するのは、売買の本質的な要素を蔑ろにするため、過大な利益の確保を目的とする行為となる。弁済期を過ぎているために通常の解除と構成しても、解除の趣旨を逸脱している。なお、複数債務を負う買主が完済に近い特定の債務の支払に資力を集中することは、買主として通常合理的な行動であり、また弁済の充当指定（民法四八八条一項）が可能であるから、肯定されよう。

相殺の局面で考えると、清算金請求権である受働債権の発生過程からは、簡易決済、公平保持の前提を欠く。また、他の債権者に優先できるといふ担保的機能を認めることは、繰り返すことが、担保合意なしに担保目的物の拡大を認めるに等しいことになる。さらに、民法五〇九条は受働債権が相殺権者による不法

行為によるときは相殺を禁じており、敢えて受働債権を発生させる売主による問題行動に対しても同等の評価を与えることができるのではないか。

この問題行動は、個別の譲渡担保が複数成立している場合も起こり得る。例えば基本契約があり、全体として一つの契約・融資として捉えられるとき、あるいは、目的物が相互に密接な関係にあるときは、包括あるいは増担保的な意味として首肯できよう。以上から、問題行動については、売買契約あるいは担保契約における対価性や牽連性が指標となると考えられる。

5 残された課題

本判決は、引揚げが清算に先行することを述べてはいるが、「目的物の引揚げに応じる代わりに残代金等を提供した場合」そのものは、判断されていないと思われる。私見としては、契約が解除される前の買主による残代金等の提供で所有権の移転が起きており、仮に、本判決が実行通知後は買主からの残代金等の提供を認めない趣旨であっても、問題行動であれば、信義則違反や権利濫用で対処する可能性があると考ええる。

仮に今回の解除が通常の解除であるならば、条項力は無催告解除特約の可能性があるものの条項キは何の意味も持たない。また、条項キは、原状回復の手法・処理に関する特約となる。もつとも、いったん表示された解除が、したがつてもはや最終弁済期を観念し得ないが、買主による目的物の返還後と同じ経

済状態を実現できる残代金等の提供で覆るかという問題は、条項クの解釈また同時に所有権留保特約が付されている点をどう考えるかに係ってくる。

所有権留保の有無にかかわらず、一般論で考えても、売買とは、所有権と代金の交換であり、売主は物を手放して金銭を選択した者であるから、特に先履行した売主は、本来は代金債権につき強制執行して実現を図るはずである。したがって、解除による目的物の取戻しはその原資にするという意味であり、だからこそ最後通牒として期間設置が求められている。以上から、目的物の取戻し及び無催告解除特約の意味は、賃貸借契約における解除とは全く異なる。不動産の売主には、売買のやり直しのために、目的物の元所有者への復帰という利益は想定され得るものの、種類物の売買では、目的物を単に代金債権の原資として確実に充てることができれば十分ではないのか。さらに、所有権留保の特約があること自体が、代金債権の回収が確実にさえあれば構わない、という趣旨ではないのか。

本稿では、所有権留保は第三者の出現を防止するためであるから、換価の「確実性」を売主の利益と指摘した。もちろん、売主のその他の利益も精査する必要がある。また、換価の確実性の利益が肯定されるとして、自動車に代表されるように一定の客観的な査定が可能である場合を除くと、査定能力やセカンドマーケットへのアクセスは換価額に影響するため、売主の利益の保護度合いは高くなる。本判決及び名古屋地裁昭和 59

年判決が、売主による評価(査定)を重視する点につき、特に譲渡担保と比較すると債権者が金融業者ではなく売主という点は影響しているかもしれない。引揚げの貫徹を認めるか否かは、売買契約解除における目的物の機能に関する根本的な検討を要するため、他日を期したい。

(1) 判決文では「完済により原告に移転」と記されているが、誤記と思われる。

(2) 本判決別表の目録に記載されている物件を調べたところ、次のとおりであった。本件機械 1 の複合旋盤とは複合加工機ともよばれ、工作物を回転させて切削加工を行う旋盤とマシニングセンタが持つ機能の両方を持ち合わせている工作機械であり、複数台を経る必要なく加工作業を終えることができる。なお、B 社は世界大手の工作機械メーカーである。また、本件機械 2 の立形マシニングセンタとは、自動工具交換機能を持ち、目的に合わせてフライス削り・中ぐり・穴あけ・ねじ立てなどの異種の加工を 1 台で行うことができる数値制御工作機械であり、主軸が垂直になっているものを立形、水平になっているものを横型とよぶ。なお、C 社は工作機械国内 4 位の工作機械メーカーである。本件各機械の構造及び X が本件機械 1 のみ争っているため、各機械の独立性が高いと考えられる。

(3) インターネット上で中古機械を扱うあるサイトでは、本件物件 1 と同型で 5 年古い機械が、680 万円で売られていた。

- (4) 売主が目的物引渡を先履行しつつ、何の特約もないため所有権が契約時に買主に移転する売買においても、買主による債務不履行により売買契約が解除されると、売主は当初より所有者であり続けたことになる。したがって、結果的に、所有権留保の有無は当事者間では大きな意味を持たない。債務者の代金支払に対する心理的圧力も「所有権が得られない」と「所有権を失う」であるから、大差はない。
- (5) 法定の各制度を前提として付款が合意される以上、法定の制度を前提とする合意という視点が重要と考える。例えば、ドイツでは、動産売買先取特権が存在しないため、古くから所有権留保が利用されてきた。特に、債務法改正前は、先履行した売主には解除権すら否定されていた。これは、敢えて先履行した売主にどの程度の保護を与えるか、という判断である。したがって、債務法改正前から、所有権留保の条文では停止条件付所有権移転と同時に契約解除権という意味が大きかった。その後、債務法改正においては、先履行した売主にも解除権は必要であり、留保売主に解除手続を経ずに目的物を取り戻す特権は必要ない、との内容で改正された。ドイツの状況については、拙稿「所有権留保の法理」(2012年、信山社)第二編で分析している。
- (6) 状態権や追完については於保不二雄博士の見解による。子細は、拙稿「所有権留保の法理」272頁以下。
- (7) わが国の学説については、拙稿「所有権留保の法理」274頁以下で整理している。
- (8) このような検討方法からは、所有権留保が約款で用いられている場合、解除に関する各条項と併せて考えたと解除条件と解する
- (9) 担保権の本質が優先弁済権であるとする、配当要求の場面の見解を採っている。ドイツの学説については、拙稿「所有権留保の法理」95頁以下で整理している。
- (10) よくみられる契約条項に目的物による弁済条項がある。これは、「債務の弁済のため、目的物を直ちに引き渡します」という元々は代物弁済をモデルとするものであった。完済による所有権移転の追完を前提とすれば代物弁済は可能であろう。所有権留保と同時に合意される条項については、拙稿「自動車販売における契約形態と自動車抵当・所有権留保の比較・分析」熊本法学110号(2006年12月)8頁で検討している。
- (11) 東京地裁昭和46年6月25日判決・下民集32巻1、4号158頁は、ブルドーザーの代金以外に修理代等も担保する合意を肯定した。同平成16年4月13日・金法1727号108頁は、当事者間の一切の債務を完済するまで商品の所有権が留保される特約につき、民法九〇条の趣旨に照らして無効とした。ドイツの状況については、拙稿「所有権留保の法理」149頁以下。なお、過剰担保という点からも問題となる。